

社会福祉法人倶知安福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

社会福祉法人倶知安福祉会

社会福祉法人倶知安福祉会
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 倶知安福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

理事会に出席した場合（1日につき）	13,000 円
評議員会に出席した場合（1日につき）	8,500 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

費用弁償額（1日につき）	13,000 円
--------------	----------

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。